

工事用水道料金の還付について

中間市では、新築・改築時に使用する水道料金を工事申請時に前受金として、メーター口径に見合う金額を納入していただき、工事完了後（通常、完了の翌月末日）に水道指定工事店様へ還付するシステムとなっておりますので、お手数ですが、還付先希望口座を届出させていただきますようお願いいたします。

なお、還付時には還付明細を郵送いたします。

還付口座届出書

指定工事店名							
金融機関名	銀行						
	支店						
口座番号							
普通・当座							
口座名義人							
(フリカナ)							